

みなべ町森林経営管理制度に係る意向調査・集積計画実施方針

1. 意向調査対象森林

(1) 除外する森林

- ・森林経営計画樹立森林
 - 清川西団地
 - 清川東団地
 - 高城東団地
- ・森林経営計画樹立候補森林
- ・公有林(町有林)
- ・団体有林

(2) 意向調査実施計画

【第一段意向調査】(R1～R4)

≪実施地区≫森林率が高い、清川地区、高城地区、東本庄地区※を実施

- ① 間伐が遅れている等、経営管理が行われていない森林(過去10年間間伐未実施)
- ② みなべ町土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域の周辺の森林を抽出する。
- ③ ②の森林の所有者で①に該当する森林を所有し、町長が必要と認める場合は対象とする。
- ④ 上記で抽出されない森林で居住区域、国県道、河川沿いに連続する森林を抽出する。
- ⑤ 抽出結果によらず、防災減災機能の向上が必要と判断した場合には、その区域を随時追加する。

※清川地区→清川

高城地区→滝、広野、島之瀬、東神野川、高野、土井、市井川、熊瀬川

東本庄地区→東本庄

【第二段意向調査】(R5～)

《実施地区》第一段実施区域以外※

①,③,④,⑤の絞り込みは第一段と同様

- ② みなべ町土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域の上流部の森林(500mの範囲の小班)を抽出する。

※南部地区→堺、埴田、芝、北道、南道、東吉田、気佐藤、山内

岩代地区→ 東岩代、西岩代

上南部地区→ 熊岡、晩稲、徳蔵、筋、谷口、西本庄(東本庄除く)

【第三段意向調査】(R9～)

《実施地区》森林率が高い、清川地区、高城地区、東本庄地区を実施
絞り込みは第二段と同様

2. 集積計画対象森林

1(2)の意向調査により委託希望のあった森林を対象とする。